

## 行政処分の公表

弊社本社営業所は、近畿運輸局より以下の処分を受けました。今回の処分を重く受け止め、再発防止に取り組む所存です。

### 記

1. 対象営業所                    みなと観光バス本社営業所
2. 処分内容                    警告
3. 指摘事項および違反条項  
①運転者に対する指導監督が一部不適切であった。  
(道路運送法第 27 条第 3 項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)
4. 処分を受けた日            平成 31 年 3 月 28 日

以上